

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第42号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表428の2の項及び428の3の項を次のように改める。

428 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は同法第6条の2第3項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	1戸につき	1万5,000円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により申し出る場合は、380の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。	
				一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数（以下この項において「申請戸数」という。）が1戸のもの	1棟につき		1万5,000円
					1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき		2万6,000円
					1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1棟につき		4万2,000円
					1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1棟につき		6万8,000円
					1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1棟につき		10万8,000円
					1棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸	1棟につき		16万4,000円

		以下のもの		
		1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1棟につき	27万7,000円
		1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1棟につき	35万円
		1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	1棟につき	39万8,000円
確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		1戸につき	2万2,000円
	一戸建ての住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	2万2,000円
	住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき	3万8,000円
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1棟につき	6万1,000円
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1棟につき	10万1,000円
		1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1棟につき	16万1,000円
		1棟当たりの	1棟	24万5,000円

		申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1棟	41万5,000円
		1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1棟	52万5,000円
		1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1棟	59万5,000円
		1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	1棟	
その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		1戸	5万2,000円
	一戸建ての住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟	5万2,000円
	住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟	11万8,000円
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1棟	18万7,000円
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1棟	36万8,000円
		1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸	1棟	65万6,000円

		以下のもの		
		1棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸	1棟につき	112万7,000円
		以下のもの		
		1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸	1棟につき	208万2,000円
		以下のもの		
		1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸	1棟につき	297万4,000円
		以下のもの		
		1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	1棟につき	364万3,000円
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		1戸につき	7万7,000円
	一戸建ての住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	7万7,000円
	住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸	1棟につき	17万6,000円
		以下のもの		
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸	1棟につき	28万円
		以下のもの		
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸	1棟につき	55万円
	1棟当たりの	1棟		98万3,000円

				申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	につき		
				1棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1棟につき	168万9,000円	
				1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1棟につき	312万2,000円	
				1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1棟につき	446万円	
				1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	1棟につき	546万3,000円	
428 の3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は同法第6条の2第3項に規定する確認書(以下この項において「確	一戸建ての住宅	1戸につき	1万2,000円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により申し出る場合は、380
				一戸建ての住宅以外の住宅	1棟につき	1万2,000円	の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げ
				1棟当たりの申請に係る戸数(以下この項において「申請戸数」という。)が1戸のもの	1棟につき	2万1,000円	
				1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき	3万4,000円	
				1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸	1棟につき		

認書」という。)を添付する場合(住宅を新築する場合に限る。)	以下のもの				る額の手数を併せて納付するものとする。
	1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸	1棟につき		5万2,000円	
	以下のもの				
	1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸	1棟につき		8万6,000円	
	以下のもの				
	1棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸	1棟につき		13万7,000円	
	以下のもの				
	1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸	1棟につき		22万8,000円	
	以下のもの				
	1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸	1棟につき		28万5,000円	
以下のもの					
1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	1棟につき		31万6,000円		
確認書を添付する場合(住宅を新築する場合を除く。)	一戸建ての住宅		1戸につき	1万7,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	1万7,000円	
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸	1棟につき	3万円	
		以下のもの			
	1棟当たりの	1棟	4万9,000円		

		申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1棟	につき	
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1棟	につき	7万7,000円
		1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1棟	につき	12万8,000円
		1棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1棟	につき	20万4,000円
		1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1棟	につき	34万1,000円
		1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1棟	につき	42万7,000円
		1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	1棟	につき	47万3,000円
	その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	1戸	につき	3万1,000円
		一戸建ての住宅	1棟	につき	3万1,000円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸	1棟	につき	6万7,000円

		以下のもの		
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1棟につき	10万7,000円
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1棟につき	20万2,000円
		1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1棟につき	36万1,000円
		1棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1棟につき	61万8,000円
		1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1棟につき	113万1,000円
		1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1棟につき	159万7,000円
		1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	1棟につき	193万9,000円
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		1戸につき	4万5,000円
	一戸建ての住宅以	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき	4万5,000円
		1棟当たりの	1棟	9万9,000円

				外の住宅	申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	につき	
					1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1棟につき	15万9,000円
					1棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1棟につき	30万1,000円
					1棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1棟につき	54万円
					1棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1棟につき	92万6,000円
					1棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1棟につき	169万5,000円
					1棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1棟につき	239万4,000円
					1棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	1棟につき	290万7,000円

別表428の3の項の次に次のように加える。

428 の4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18	長期優良住宅の認定を受けた住宅の		1件につき	16万円	
-----------	-----------------------	------------------	--	-------	------	--

	条第1項の規定に基づく許可の申請に対する審査	容積率の特例許可申請手数料			
--	------------------------	---------------	--	--	--

別表435の項を次のように改める。

435	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査	1件につき	6,800円	申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る手数料の額は、4,300円とする。
			銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査	1件につき	6,800円	申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に基づくク

						ロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る手数料の額は、4,300円とする。
			その他の者に対する許可の申請に係る審査	1件につき	1万500円	申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る手数料の額は、6,700円とする。

別表436の項の次に次のように加える。

436 の2	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1	クロスボウの取扱いに関する講習手	現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講	1件につき	3,000円	
-----------	----------------------	------------------	--	-------	--------	--

	項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	数料	習会			
			その他の者に対する講習会	1件につき	6,900円	

別表438の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同表441の項を次のように改める。

441	銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料	新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査	1件につき	7,200円	申請を行う者が、同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請及び同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合にお
-----	---	------------------------------	--	-------	--------	---

				ける当該同法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る手数料の額は、4,800円とする。	
		新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査	1件につき	7,200円	申請を行う者が、同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請及び同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロ

				<p>スポーツの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る手数料の額は、4,800円とする。</p>	
		<p>新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</p>	<p>1件につき</p>	<p>6,800円</p>	<p>申請を行う者が、同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請及び同時に同</p>

				<p>法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る手数料の額は、4,400円とする。</p>	
		<p>新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</p>	<p>1件につき</p>	<p>6,800円</p>	<p>申請を行う者が、同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロ</p>

						スボウの所持の許可の更新の申請及び同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る手数料の額は、4,400円とする。
--	--	--	--	--	--	---

別表443の項中「射撃練習資格認定申請手数料」を「猟銃又は空気銃の射撃練習資格認定申請手数料」に改め、同表443の5の項の次に次のように加える。

443 の6	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	クロスボウの射撃練習資格認定申請手数料		1件につき	9,300円	申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他
-----------	--	---------------------	--	-------	--------	--

						の同項の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額は、5,600円とする。
--	--	--	--	--	--	-------------------------------------

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表428の2の項及び428の3の項の改正規定、同項の次に428の4の項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和4年2月20日）
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）の施行の日（令和4年3月15日）
- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の日前に申請を受け付けた別表428の2の項及び428の3の項に規定する事務に関する手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた変更に係る手数料については、なお従前の例による。